

北海道警察釧路方面本部告示第 136 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 30 日

北海道警察釧路方面本部長      高 橋 俊 章

1 聴聞の期日

令和 8 年 10 月 13 日（火）午前 9 時 0 分から

2 聴聞の場所

釧路市大楽毛北 1 丁目15番 8 号

北海道警察釧路方面本部交通課   釧路運転免許試験場   聴聞会場